

平成25年度第2回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成26年1月23日（木）午前10時30分～午前11時25分
場 所：かでの2.7 10階 1060会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

(1) 平成25年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

3 閉会

【出席者】

(委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)
松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)
富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授)
山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所
研究主幹)
伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
片山 健也委員 (ニセコ町長)

(道側)

- 柴田 達夫 (総合政策部長)
矢野 明夫 (総合政策部政策局政策基盤担当局長)
星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
岩田 義弘 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 佐伯 知広 (水産林務部林務局森林計画課長)
山田 博 (環境生活部環境局環境推進課主幹)

1 開会

(星課長)

定刻となりましたので、ただいまから、平成25年度第2回北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、柴田総合政策部長からご挨拶を申し上げます。

(柴田部長)

皆様、おはようございます。

年明け1月ということで、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、新しい年を迎えまして、本年におきましても、引き続き北海道の水資源の保全につきまして、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からのご挨拶ということで、まず、この条例、全国に先駆けて2年ほど前に策定をいたしまして、最近のこの条例に関係する事柄として2点ほど、国の動き、市町村の動きをご紹介させていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、土地所有者の把握でありますとか土地取引情報といったものを、事前に把握することが非常に困難だということにあって、貴重な水資源に着目して、水源周辺の適正な土地利用をしっかりと確保していくという観点で、こういった条例を定めた訳でございますが、一方、こうした取組を都道府県で進めていくにはなかなか難しい問題もございまして、国における様々な法整備ということを私どもも要請してきたところでございます。

こうした中、昨年通常国会におきましては、水循環基本法案が残念ながら廃案となった訳でございますが、今年まもなく始まる通常国会で、再度提案される動きがあると聞いているところでございます。

都道府県におきましても、このような基本法がしっかりと策定されて、国における制度の中で、大切な取組が進められることが必要であると考えておりますので、引き続き国の動きも注視していきたいと考えております。

それからもう一つ、道と市町村が連携しながら進めている現在の取組として、この条例に基づく届出の受理、或いは助言といった権限につきまして、市町村からの要請に基づいて、今年度から権限移譲を進めております。

既に要望が上がっておりました北斗市と倶知安町に対しましては、今年度の4月から具体的な権限が移譲されております。更には、今年の4月に向けまして、上富良野町から要望がございまして、昨年末の道議会定例会で権限移譲に関わる条例を整備したところでございます。

こうした形で、関連事務を市町村が直接実施することは、当然地域住民の皆様の利便性にも繋がりますし、また、そうした水資源に関わりのある土地取引の情報をいち早く市町村が入手することができ、また、的確で実態に即した助言を行うことができるということでありますので、必要な取組であると私どもも考えております。

引き続き市町村からの要望を踏まえて、ご協議をしながら、このような権限を市町村の方で担っていただけるように進めて参りたいと考えております。

本日は、お手元の次第にございますように、今年度2回目の水資源保全地域の指定についてご審議いただきたいと考えております。

新たな地域の提案につきましては、資料にもありますように、全道から8市町村22地域が上がってきているところでございます。

私ども、今日ご審議をいただいた上で、市町村との協議を踏まえ、可能であれば今年4月からの施行に向けて、手続きを進めていきたいと考えております。

本日も限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見、ご提言をいただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(星課長)

柴田部長でございますが、この後用務の都合がございまして、これにて退席させていただきます。ご了承願います。

(柴田部長退席)

(星課長)

次に会議の成立についてでございます。

本日は委員の皆様全員にご参加いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これからの議事でございますが、柿澤会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 平成25年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議事(1)平成25年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域についてでございますが、1点皆様にご報告させていただきたいと思っております。

今回、洞爺湖町から上がってきた案件につきまして、書類だけでは判断できないところがございまして、丸谷委員に現地を調査していただきました。

丸谷委員、どうもありがとうございました。

本来であれば、委員の皆様にお諮りして全員で行ければと思ったのですが、今回は雪が迫っていてその前ということで、急遽丸谷委員にお願いしました。

この点、ご了解をいただければと思っております。

後ほど、現地調査結果も含めまして、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、(1)の議事につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(岩田主幹)

事務局の土地水対策課岩田です。本日はよろしくお願い申し上げます。

平成25年度第2回水資源保全地域の提案地域につきまして、お手元の資料1に基づいてご説明させていただきます。

さらに、提案のありました各地域につきましても、概略図等で併せてご説明させていただきます。

先程、柿澤会長からご報告いただきましたが、洞爺湖町の現地調査の結果につきましては、洞爺湖町大原地区の個別の説明に併せて行いたいと思っております。

地域の概要図につきましては、こちらのスクリーンでご覧いただくようにしておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、資料1、平成25年度第2回水資源保全地域の指定の提案地域一覧をご覧くださいと思います。

空知管内では沼田町が1地域、胆振管内では登別市が2地域、洞爺湖町が1地域、渡島管内では函館市が13地域、上川管内では中富良野町が1地域、釧路管内では厚岸町が1地域、標茶町と弟子屈町で1地域、鶴居村で2地域となっております。

これまで既に指定済の市町村につきましては、市町村名のところに※をつけてあります。ちなみに、釧路総合振興局管内の標茶町、弟子屈町、鶴居村となっております。

今回、水資源保全地域として、提案市町村数が8市町村、所在市町村が9市町村、水資源保全地域数は22地域となっております。

これらを含めまして、累計になりますが、指定数としては54市町村、152の地域となる予定となっております。

続きまして、個別の提案地域について、概略図を元にご説明したいと思います。
スクリーンをご覧ください。

それではご説明させていただきます。

この概要図ですが、凡例を若干ご説明させていただきます。赤い丸が付されているところにつきましては取水地点、赤線で囲んでありますのが提案区域で、地番又は林班で設定されております。青線につきましては、地表水は集水区域、地下水につきましては、取水地点から半径1kmの円ということになっております。緑色の線ですが、概略図が進んでいきますと灰色や紫色になっているところもありますが、国有地等で除外地域ということです。それから、黄色の線が出てくると思いますが、こちらは市街地ということになっております。

解像度の関係で見づらいところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、沼田町で、水資源保全地域名が沼田町浅野地区です。取水の形態は、地表水になっておまして、区域設定の考え方は、沼田ダムの集水区域を地番単位で、国有地を除外して設定しております。主な地目としては、原野、山林、保安林です。主な所有者は、原野は民有地、山林は町有林となっております。ちなみにですが、ダムの施設管理者は、北海道開発局と深川市を含む5市町村で構成されます北空知広域水道企業団

の2者となっております。沼田町は以上です。

次は、登別市来馬川水源地区です。取水形態は地表水、集水区域は地形を考慮して設定し、区域設定の考え方としましては地番単位で、国有地を除外しております。主な地目は、牧場、山林、保安林です。牧場は民有地、山林は民有林となっております。

次は、登別市登別川水源地区で、同じく地表水です。区域設定の考え方は、集水区域は地形を考慮して設定し、地番単位で、国有地と市街地を除外しております。主な地目は、山林、牧場、畑ということで、山林は、民有林と市有林、牧場、畑は民有地となっております。この施設管理者は、登別市と室蘭市となっております。

次は、洞爺湖町大原地区です。ここは地下水です。区域設定の考え方ですが、取水地点から半径1kmで、少し見づらいのですが貫気別川という川がありまして、貫気別川の左岸を地番単位で、国有地を除外し設定しております。主な地目は、原野、山林で、原野は民有地、山林は民有林です。

先程、柿澤会長からもお話がありました現地調査についてですが、当初、洞爺湖町では、地表水による集水区域を地番単位で設定するというので、この概要図の右下の方向に細長く指定区域を設定して、提案されておりました。

それを各委員の皆様にも事前にご覧いただきましたところ、丸谷委員から、当初洞爺湖町から提出された概要図だけでは判断が付きにくい、河川水源となっている湧水の湧出状況について、取水施設も含めて地層や周辺の実態を見ないと十分な判断ができないというご指摘がございまして、会長の一任に寄りまして、丸谷委員と私ども事務局とで、昨年11月に現地調査を実施して参りました。

最終的に、このような取水地点から半径1kmで、貫気別川の左岸を地番単位で設定し、国有地を除外、という区域設定が最適であるとされたところでございます。

次は、函館市亀田川地区です。取水形態は地表水、区域設定は、水道事業認可時の集水区域を地番と林班単位で、国有地と市街地を除外しております。主な地目は、山林と保安林、山林は道有林と市有林ということになっております。ダムの施設管理者は、函館市でございます。

次は、函館市松倉川地区です。取水形態は地表水、水道事業認可時の集水区域を地番及び林班単位で、国有地と集水区域に含まれない地域については、林小班を除外しております。主な地目は、山林と保安林、山林は、道有林です。

次は、函館市汐泊川地区です。取水形態は地表水、水道事業認可時の集水区域を地番単位で、国有地を除外しております。主な地目は、山林と保安林、山林は、道有林と民有林となっております。

次は、函館市戸井地区、ここも地表水です。水道事業認可時の集水区域を地番及び林班単位で、国有地と集水区域に含まれない林小班を除外しております。主な地目は、山林と保安林で、主な所有者は、山林は、道有林と市有林ということです。

次は、函館市日浦地区です。ここも地表水です。水道事業認可時の集水区域を林班単位で、集水区域に含まれない林小班を除外しております。地目は山林で、山林は、民有林です。

次は、函館市大潤地区、ここも地表水です。水道事業認可時の集水区域を地番及び林班単位で、国有地を除外しております。主な地目は、山林と水道用地で、山林は、民有

林ということになっています。

次は、函館市日ノ浜地区で、地表水です。水道事業認可時の集水区域を地番及び林班単位で設定しています。地目は、山林で、山林は民有林ということです。

次は、函館市榎法華地区、地表水です。水道事業認可時の集水区域を林班単位で、集水区域に含まれない林小班を除外しております。地目は、山林と保安林で、山林は市有林ということです。

次は、函館市古部地区、ここも地表水です。水道事業認可時の集水区域を林班単位で区域設定しています。地目は、山林で、山林は、民有林ということです。

次は、函館市木直地区です。地表水です。水道事業認可時の集水区域を林班単位で、集水区域に含まれない林小班を除外しています。地目は、山林と保安林で、山林は道有林と市有林となっています。

次は、函館市尾札部地区、地表水です。水道事業認可時の集水区域を林班単位で区域設定しています。地目は、山林で、山林は、道有林となっています。

次は、函館市臼尻地区、こちらも地表水です。水道事業認可時の集水区域を地番と林班単位で、国有地と集水区域に含まれない林小班を除外しています。地目は、山林と保安林で、主な所有者は、山林は、道有林と市有林、民有林です。

次は、函館市大船地区です。ここは、地表水と地下水があります。地表水の2カ所につきましては、水道事業認可時の集水区域を、地番及び林班単位で区域設定しております。もう1カ所、地下水がありまして、地下水の1カ所は、取水地点から半径1kmを地番及び林班単位で、国有地と市街地を除外しています。地目は、山林と保安林、山林は、道有林、市有林、民有林となっております。

次は、中富良野町です。中富良野町中富良野第1・第2・第4地区という地域名です。地下水です。地域設定の考え方として、3カ所の取水地点からそれぞれ半径1kmの範囲内で、地番単位で設定して、国有地を除外しています。地目は、山林と畑で、山林は民有林、畑は民有地となっております。

次は、厚岸町です。厚岸町大別地区、ここは地下水です。取水地点から半径1kmの範囲内を地番単位で、国有地を除外しています。地目は、畑、牧場、原野で、畑、牧場、原野とも民有地となっています。

次は、標茶町上オソツベツ地区・弟子屈町奥オソツベツ地区という地域名で、地下水です。標茶町と弟子屈町の境界付近にある標茶町の1カ所の集水地点から半径1kmを地番単位で、国有地を除外しています。地目は、畑、牧場、山林と保安林で、畑、牧場は民有地、山林は民有林となっています。

次は、鶴居村です。鶴居村支雪裡上地区、地下水です。取水地点から半径1kmの範囲内を地番単位で、国有地を除外しています。地目は、山林、畑、牧場で、山林は民有林、畑は村有地、私有地となっています。

最後は、鶴居村下久著呂地区、地下水です。取水地点から半径1kmの範囲内を地番単位で、国有地を除外しています。地目は、山林、畑、牧場です。山林は民有林、畑、牧場は村有地と民有地となっています。

以上で、資料1の概略図の説明を終わります。

(柿澤会長)

ご説明、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました提案区域につきまして、或いは全体を通してでも結構ですが、皆様の方からご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

丸谷委員の方から、何か補足等はございますか。

(丸谷委員)

洞爺湖町の大原地区については、どういった地層から流出しているかが分からないといったことがありましたので、現地を見たいということで、見せていただきました。実際に直接水の出ているところは、施設の構造上、はっきりと確かめることはできなかったのですが、施設が設置されている状況と、周辺の溪流から出ている水の量などの様子から判断しまして、先程ご説明がありましたように、「地下水」の考え方で、付近を流れている大きな川の対岸までは含めないような形で、指定すれば良いのではないかという判断になりました。

(柿澤会長)

どうもありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、特に皆様の方からご意見はございませんので、市町村からの提案どおり指定地域として妥当と判断いたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、ご異議なしということで、これを平成25年度第2回水資源保全地域の提案に係る指定の区域の審議結果とさせていただきます。

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

それでは続いて、この指定地域に係る地域別指針(案)について、議事(2)に入りたいと思います。これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

(岩田主幹)

それでは、資料2、水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料2につきましては、先程資料1でご説明いたしました22地域の地域別指針案をまとめております。

時間の制約がありますことから、地表水、地下水の区分ごとに、それぞれ代表する地域を各1地域ずつ、ここでは沼田町と中富良野町についてご説明いたします。それから、今回初めて指定区域に地表水、地下水の2つの取水形態があります函館市大船地区の3地域について、ご説明させていただきます。

地域別指針につきましては、北海道水資源の保全に関する条例第17条第5項で、1つめとして指定の区域に関する基本的事項、2つめとして指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項について定めるものとしておりまして、この策定の根拠となっているものです。

それでは、地表水につきまして、1番の沼田町浅野地区をご説明いたします。1番をご覧いただきたいと思っております。

まず、1では「指定の区域」を地番で示すことになっております。本日は配付しておりませんが、区域図でも示すこととしております。なお、本日配付しております資料には、指定区域に係る地番の記載は省略しておりますが、告示の段階では明記することとしておりますので、ご留意をお願いいたします。

次に、2の「地域別指針」についてであります。 (1) 「指定の区域に関する基本的事項」としまして、「対象区域」には、「当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における上水道の水源である沼田ダムから地表水を取り入れる取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。」と記載しておりまして、さらに、面積を記載して、「区域設定の考え方」として、「集水区域の全部のうち国有地を除いた区域を水資源保全地域」という形にしております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法ですとか森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております。

(2) 「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」については、水資源保全地域の名称以外については、基本指針を踏まえた全地域共通の記載内容となっております。

また、2ページの別表については、基本指針の別表を基本としまして、関係市町村と相談の上、地域内に関係する法令を始め、土地利用に関する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮願いたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続き等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。これらの内容等につきましては、所管しております道庁内の関係各課において、直近の段階で時点修正等の確認も行っております。

次に、地下水として、18番の中富良野町中富良野第1・第2・第4地区をご覧ください。

まず、1では、指定の区域を地番で示すこととしております。先程の沼田町と同様の取扱いとなっております。

次に、2「地域別指針」についてですが、(1) 「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。」と記載しております。

さらに面積を記載しまして、「区域設定の考え方」としては、「当該区域の3つの取水地点のそれぞれから半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域」としているところです。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しており、先程とほぼ同様となっております。

(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、先程と同様となっております。

また、2ページの別表につきましても、関係する法令の適否について、要件、必要な手続き等に若干の相違はありますけれども、先程と概ね同様でありますので、ここでは省略させていただきます。

なお、これらの内容につきましても、道庁の関係各課と時点修正などの確認を行っております。

次に、指定区域に地表水、地下水の2つの取水形態があります17番の函館市大船地区をご説明させていただきます。

まず、1では、指定の区域を地番及び林班で示すこととしております。先程と同様の取扱いでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2の地域別指針についてであります。 (1)「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「当該地域は地表水及び地下水から原水を取り入れていることから、函館市大船地区簡易水道の水源である角張川水系角張川及び無名川から地表水を取り入れる取水施設が設置されている2地点に対する集水区域の全部及び地下水を取り入れる取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。」というように記載しております。次に、面積を記載して、「区域設定の考え方」としては、「地表水を取り入れる2地点からの集水区域の全部及び地下水の取水地点から半径1kmの範囲を基本とし、地番及び林班単位の区域で国有地及び市街地を形成している区域を除き水資源保全地域」というように記載しております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法、森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載して、先程とほぼ同様の記載内容となっております。(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、先程と同様であります。また、2ページの別表につきましても、先程の説明と同様でありまして、若干の相違はありますけれども、概ね同様でありますので、説明は省略させていただきます。

また、これらの内容等につきましても、所管する道庁内の関係各課と時点修正などの確認も行っております。

少し駆け足でしたが、以上、代表的な事例としまして、3地域をご説明申し上げます。残りの地域につきましても、同様の考え方で作成しております。

資料2の説明は、以上でございます。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、何か皆様の方からご質問、ご質問等はございますか。

このほか、他の地域に関しても、もし何かご質問等がございましたら、お受けしたい

と思いますが、何かございませんか。

特にご意見はないということで、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、各地域の地域別指針（案）につきましては、審議会としては特に意見なしということにさせていただきたいと思います。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。そのほか、皆様から何かございますか。

(片山委員)

今回この条例が大変スムーズにできたことは、自治体の長としては大変すばらしいことと感謝しております。知事からこういうものを作るといった中で、今のような制度設計は内部である程度できていたのかどうか、その辺をお伺いしたかったのですが。

(星課長)

今のご質問ですが、新たな条例を策定するということになりまして、それまでは国土法などの土地の届出、取引というのが基本的なスタンスだったのですが、北海道の基本的な計画の中にも位置づけされておりますけれども、水という大切な資源がある訳でございまして、それをどのように確保していくか、或いは守っていくかという議論が一つございました。それに、海老名委員もご存じの外国資本との関わりがちょっとございましたようすけれども、それはそれとして、北海道に大切な水があると、それをいかに大切に保全していくかという部分での議論がございまして、それを踏まえて、この審議会の前段でございまして、条例検討懇話会を作り、そこでご検討いただきました。その中で、いろいろと市町村にアンケートやヒアリングを行いました。地元の市町村においては、土地取引について事前に把握する制度がないという声が9割以上ございました。そして、やはり事前に把握したいという市町村の思いが、アンケートに出てきました。この制度の根幹となる訳でございまして、いち早く、どういう方がどういう思いで売なのか、また買いたいのか、というところを知って、対処したいという市町村の思いを踏まえて、制度設計に入ったところでございます。

そして懇話会等でご意見、ご助言をいただきながら検討し、このような3ヶ月前の届出となったところでございまして、それを踏まえて、市町村が公有地化するとか、関連する森林関係団体との調整の中で確保に動いていただくなどの検討もしていただけたとして、このような条例になったところでございます。

もう少しで条例制定から2年が経過しようとしているところですが、この条例の周知がすべてに行き渡っているというようになっていない部分もあるかもしれません。このような形で地域を指定して行って、北海道の水の保全に力を注いで参りたいと思っております。以上でございます。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日も真摯なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

(星課長)

ありがとうございました。

私どもの方から、2点ご報告いたします。

若干先程の制度関係の話と重なりますが、2年近くこの条例に基づいていろいろ事務を進めて参りました。

先程も少し触れましたが、市町村の公有地化に当たり、一般財源化した道の予算をつけてございます。水資源保全推進事業ということで、市町村の公有地化に関する部分について交付金を出すということでございますが、1市町村当たりの交付金の上限額が300万円、下限額は50万円という整理をしております。平成24年度につきましては、1つの町から交付金の限度である300万円の交付要望がございまして、そのとおり交付しております。また、今年度につきましては、既に1つの市に対しまして、300万円を交付しております。このほか、年度内にあと数町村、2、3町村になろうかと思っておりますが、検討しているということでございまして、2、3町村に交付がなされるのかなと思っております。

それからもう一つ、今まで指定した地域において、実際の土地所有者からの届出の状況についてでございます。

平成24年度は、事前届出制が24年の10月1日からスタートいたしましたので、24年10月1日から25年3月31日に3件届出がございました。今年度は、4月から6月までの第1四半期が1件、7月から9月までの第2四半期が4件、10月から12月までの第3四半期が5件ということで、合計10件の届出があったところでございます。

内容については、いずれも審議会でご審議いただくような、利用目的で問題があるようなものではございませんでした。

参考までに、以上でございます。

それでは、最後になりますが、まだ若干時間がございます。

今期の審議会、皆様には平成24年4月10日から2年間の任期ということでご就任いただいております。今後4月までの間に、急遽ご審議いただくという案件がなければ、第1期としては今回が最後の審議会となる訳でございまして、これまでの約2年間の本審議会や水資源の保全に関して、委員の皆様方からご意見、ご感想などを、一言ずつ伺いできればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ではございますが、松井委員様から、順のお席でご発言の程よろしく願いいたします。

(松井委員)

トップバッターを命じられましたので、非常に申し上げにくい訳ですが、審議会委員にならせていただいて、私自身が委員の中で林業関係の立場で、道森連を代表してということで参加させていただきました。皆さんの意に沿う結果にはならなかったとは思っておりますが、非常に高い次元の審議会かなと思っております。私自身がどういうふうにお役に立てたのかなと自問自答しておりますが、この場に参加させていただいたこと、非常に私自身も勉強になりましたし、これも地元の、鶴居村ですが、鶴居村の場合に照らし合わせていろいろとお話をしましたし、また、林業関係では道森連の会議でも水資源のことについても話が出ました。本当に委員にならせていただいたことに感謝いたしまして、一言ご挨拶させていただきました。ありがとうございました。

(富士田委員)

植物園の富士田でございます。あまりお役に立てたかどうか自信がないのですが、非常に北海道にとっては話題になりましたし、重要な問題だったので、このような審議会に参加させていただきましたこと、良かったなと思っております。

私は、湿原の研究をしているのですが、湿原をやっておりますと、国立公園や自然公園になっているところはいいのですが、それ以外の非常に貴重なところが、実は原野商法で細かいロットに切られて売られたところが多いというのが実態です。そうすると、町の人たちが保全しようと思っても、自分たちの土地ではない訳ですから、非常に難しい。これが湿原及び北海道の他のところもそうだと思うのですが、自然環境の保全に対して、非常に大きな問題になっております。今回の審議会でも、市町村によっては、提出された地図を拝見しますと、やはり原野商法で売られたと思われる非常に細かいロットに切られた場所が含まれていまして、今後の問題なのかなというのを改めて感じた次第です。どうもありがとうございました。

(山本委員)

北海学園大の山本です。本当にあまりお役に立てていなかったのではないかというのが実感ですが、私自身は大変勉強させていただいたということで、この委員をさせていただいて良かったと思っております。

富士田委員もおっしゃっていましたが、原野商法のことは耳では聞いていましたが、実際に図面が出てきたものを見ると、そういうところがたくさんあるというのが実感としてわかりまして、これは本当に今後日本の土地というものの考え方も変えていかなければならないのではないだろうかと思いました。私は水質とか水道の関連の研究をしていましたので、水資源を守るということ、北海道が全国に先駆けてやっているということをすごく誇りに思いますし、全国にもっと広がってもらえればいいなというように思っております。ありがとうございました。

(丸谷委員)

北海道立総合研究機構地質研究所の丸谷です。私は、皆様にひたすらお礼を申し上げたいということでありまして、最初、指定地域の範囲の検討方法といいますか、そういったことも手探りのような状態だったかと思っておりますけれども、回を経るにつれまして、私の関係する部分で言えば、地下水ですとか、河川水についてはある程度やり方が定ま

ってきたかなというようなことで、一安心しているところであります。これについては、会長始め委員の皆様のご協力、どうもありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

それから、毎回資料を追加で要望したり、現地調査したりですとか、そういった私の要望につきまして、希望に添って作業していただいた事務局の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

これまでしました仕事は、北海道の水資源の保全について少しでも役に立てれば幸いであると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

（伊藤委員）

宅建協会の伊藤と申します。懇話会の時からずっと参加させていただいて、約3年くらいになりますけれども、業界団体から来ておりますので、今の原野商法のお話もちょっと耳が痛いのですが、今回審議会に参加させていただきまして、私は、ちょっと大げさに言いますと、業界の会員を啓蒙していくという立場も含めまして、非常に参考になった審議会だったと思っています。

また、審議会の運営に関しては、事前に市町村と道と綿密に打ち合わせをしていただいた形跡がいっぱいありまして、ほとんど異議とかそういうものがないような会の運営だったと思います。所々丸谷委員さんの適切なアドバイスで、非常に良い地域指定ができたということで、条例は5年に1回見直していくのだと思いますけれども、今後も続くようですから、是非このような会の運営でスムーズに行っていただければと思っています。以上です。

（荒木委員）

皆様2年間、ありがとうございました。特に事務局の皆様におかれましては、毎回、綿密な準備をしていただきまして、ありがとうございます。

私の立場としては、法律家ということで、水資源の保全という大事な目的であることは重々承知しつつも、個人の財産権との衝突が生じる場面であるということ意識しつつ、審議会に参加させていただいておりました。

幸い、条例の建て付け自体が届出制ということでもありますので、そもそもそれほどナーバスにならなくてすむという部分もあったかと思っておりますけれども、根本的には、従前から議論されておりますとおり、また先程柴田総合政策部長のお話の中にもありまして、本来国で対策を講じるべき問題であろうと思っておりますので、今後国の方でより抜本的な対応が取られていくことを祈念したいというように感じております。ありがとうございました。

（海老名委員）

小樽商大の海老名です。検討懇話会から含めると、もうそんなに時間が経ったのかなというように思いますけれども、恐らく皆様の中で私だけが水には全く関係が無いとか、知見もないという立場で参加させていただきました。実はもう5年くらい前になりましたでしょうか、特に北海道の土地を外資が狙っているということが報道を含めて問題になったことがございました。東京のテレビ局に呼ばれたりとか、そういうことを心配する場面がありました。けれども、私自身は自分の専門の経験からいって、外資が乗っ

取るとか、そういうことを目的としてやってくる訳ではないということを言い続けて参りました。特に水につきましては、良質な水資源を持っている北海道にやがて外資が買いに来るのではということで、違った立場から参加させていただきました。今までのところ、これまでの経験から言っても、そういうことはないと言って差し支えないと思います。ただ昨今の報道でお聞きいただいているかと思いますが、特に中国は今大変な水不足になっておりました、日本の技術で、淡水化装置で良質な水を作り出すという、工業用水を飲料水までもっていく試みですとかが行われている中であって、やはりこの北海道の水資源というのは、大変魅力的なスポットになるはずであります。従って我々は、これからかなり手綱を引き締めてこの運営をしていった方がいいだろうという時期に来たなと思っております。

それから、事務局の皆様本当にご苦労様でしたと申し上げたいと思います。僭越ですが、かなりいろいろな審議会や委員会に参加させていただいていましたけれども、これだけきめ細かく実際に市町村を訪ね歩いてヒアリングをやって、パブリックコメントを取って汗をかいたというような例というのは、本当に少ないと思います。本当に地味ではございましたけれども、綿密なご調査、ご苦労様でした。ありがとうございました。

(片山委員)

ニセコ町長の片山でございます。今回、こういった審議会に参加させていただきました私自身大変勉強になりましたし、なにより、当初私どもニセコ町で条例を作った時は、言ってみれば財産権を条例で縛るといふ、訴訟リスクをはらんで条例を制定させていただき、孤立無援的な思いがいっぱいありましたが、その後実にスピード感を持って道の条例ができました。お陰様で、前回申し上げましたけれども、羊蹄山の麓にあるニセコ町の市街地の一番大きな水道水源、その大きな土地がまさに売買されようとしていたものが、私ども4月に条例を作って、6月に売買契約が締結されようとしていた話が延期になりました。実は、かなり巨額な金額であります、地権者からは、スムーズに契約できたものを、町が条例を作ったのだから町にその額で買い取って欲しいというようなお話がありまして、その後ずっと交渉を続けておりました。もちろん町では税金を使ってその額で購入する訳にはいきませんので、その中で道の条例もできましたということで、その半年くらい後ですか、地権者の方がこの地域の姿勢を分かっていたいただいて、町の価格評定委員会が決めた金額でお譲りいただくということがありまして、私どもの市街地の貴重な水資源が守られたという実績がございます。これも、道条例で、きちっと道としての姿勢を明確にさせていただいて、それが全国の県に波及していることも大変大きな影響を与えているものと考え、大変感謝を申し上げたいと思います。

参考までに、私どもで羊蹄山の湧水が何年前の水なのか調査をしまして、これは内部でも相当議論があったのですが、夢を壊すなとかいろいろありましたけれども、計ってみまして、これも公表するしないで大分擦った揉んだがございましたが、実は15年前の水であるということがわかりました。ただこれは、水のそういった調査をしている会社からは、60年前の水だ、100年前の水だというのが日本全国多いのですが、だいたい調べてみると5年から8年、10年というのが多くて、15年というのは相当古いということをお聞かされております。毎年1カ所ずつ水道水源のそういった調査を行って、いつの水かということも住民の皆さんの安全情報として大変貴重でありますので、そういった調査は引き続きやっていきたいなと思っております。

今回、会長始め、審議会の皆さんの貴重なご意見を、私どもの自治体にも生かしていきたいと思っておりますので、感謝を申し上げます一言といたします。どうもありがとうございました。

(柿澤会長)

最後に、私の方からお話をしたいと思います。

まずは、委員の皆様、非常に活発なご議論をいただき、具体的な地域指定の仕方ですか、地域別指針のあり方について、ご提案、ご意見をいただいたことを大変ありがとうございました。たくさんいただいたご提案、ご意見をさらに事務局の皆様が、先程もご指摘がありましたように、現地との間を一生懸命調整していただいて、うまく軌道に乗るような形を作っていただいたと思えました。そういった面で、委員の皆様、事務局の皆様にご心より御礼を申し上げます。

土地の利用の仕方に関して、なかなかコントロールするのは難しいのですが、こういう事前届出制という形で水資源を保全するための仕組みを設けて、それがうまく動き出したことに関しては、北海道の水資源の保全ということだけではなくて、北海道の中の土地をよりよく利用、活用する面でも、非常に大きな意味を持っているのではないかと思います。

それから、先程のご報告にもありましたように、市町村の方にも単に提案をたくさんいただいているということだけではなくて、権限移譲の話ですとか、公有地化の話ですとか、市町村が自主的にいろいろな形で取り組んでいただけるようになったということも、これも非常に大きいことだと思います。

届出制ということで、基本的に何かをしなさいという話にはならないので、やはり地域地域、市町村ですとかその流域に住んでいらっしゃる方々の努力というのが、これからますます重要になってくるんだと思っております。そういった面で、プラスの動きというのが、条例、それから皆様のご議論を出発点に広がってきているというように思いますので、ますますそのようなことが広がっていくことを祈念したいと思います。

私の方からは、以上でございます。ありがとうございました。

(星課長)

柿澤会長始め、皆様、本当にどうもありがとうございました。

それでは最後に、矢野局長からご挨拶を申し上げます。

(矢野局長)

矢野でございます。本日は、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

ただ今、皆様方のこれまでのご意見、ご感想をお聞きしまして、これからは私どもとしましては、引き続き、水資源の保全に向けまして、水源地周辺の土地所有者の方々は当然でございますけれども、地元自治体、それから広く道民の皆様に対しまして、ご理解とご協力を求めていくことが何よりも重要であるということ、改めてその思いを強くしたところでございます。

皆様方にご就任いただいてから、通算7回の審議会を開催させていただいたところ

であります。これまで水資源保全地域の指定、地域別の指針、そういったものの策定にあたりまして、数々の貴重なご意見、ご助言を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今後のスケジュールでございますが、本日ご審議をいただきました22の地域につきましては、この後、ご提案いただいた市町村と協議を経たのち、2月中旬には地域指定の予定告示を行いまして、それから2週間の意見書の提出、縦覧に付しまして、3月中旬には指定の告示を行いたいと考えております。それから、4月1日の施行を目指して作業を進めて参りたいと、このように考えております。

皆様方には、引き続き、道政の推進に対しまして、ご支援、それからお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(星課長)

それでは、以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

(了)